

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第18号

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第18号

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱（令和7年佐用町要綱第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱」を「佐用町」に改め、「ため」の次に「、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業において」を加え、「東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）」を「東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）」に改め、「対し、」の次に「予算の範囲内において」を、「ついて、」の次に「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領、法令等の定めるところによるほか、」を加える。

第9条及び第10条を次のように改める。

（返還請求）

第9条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全額の返還を請求する。ただし、内定先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び佐用町が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く。）

(3) 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(4) 在学中に交通費を申請する場合において、申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に佐用町に住民票がある場合を除く。

(5) 佐用町への転入日から1年以内で転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

2 前項第5号について、佐用町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合は、全額の返還を請求することとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、兵庫県と佐用町が協議して定める。

第11条及び第12条を削る。

別表中「

移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 大学又は大学院の卒業・修了年度におい
-----------	--

	<p>て、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。</p>
<p>移住先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 令和7年4月1日以後に佐用町に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、令和7年4月1日以後に佐用町に移住する意思を有していること。</p> <p>(3) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>(4) 佐用町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業先に関する要件を満たす企業等に就職し、佐用町に移住する意思を有していること。</p>
<p>移住元に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支</p>

」を「

	<p>援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。</p>
<p>移住先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 兵庫県内に所在する企業等に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 令和7年4月1日以後に佐用町に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、令和7年4月1日以後に佐用町に移住する意思を有していること。</p> <p>(3) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。なお、当該年度の国の交付決定前であったことにより、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定日から当該年度の4月1日から卒業・修了日から1年以内となる日又は就業開始日1年となる日の早い方までの日数、申請受け付けを可能とする。</p> <p>(4) 佐用町に、補助金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業先に関する要件を満たす法人等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して</p>

	居住する意思を有していること。
--	-----------------

」に改め、同表就業条件等に関する要件の項を次のように改める。

就業条件等に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。</p> <p>(3) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。</p> <p>(4) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、上記(1)～(3)の条件に該当する社員として採用される予定であること。</p>
-------------	---

様式第1号中「

4 補助金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び佐用町使用欄)	
---------------------	--

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ・在学証明書 (卒業・修了学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印 (公印) すること)
- ・交通費の領収書
- ・就職先企業による証明書 (内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓)
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等)
- ・補助金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカード^{*}の写し (振込口座の情報が確認できるもの)

(様式第1号別紙1)

地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第8条の規定による報告及び立入調査について、佐用町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合 (ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。): 全額
 - (5) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に佐用町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合：半額

(様式第1号別紙2)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

佐用町は、本要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。

また、佐用町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

」を「

4 補助金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び佐用町使用欄)	
---------------------	--

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ・在学証明書 (卒業・修了学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印 (公印) すること)
- ・交通費の領収書
- ・就職先企業による証明書 (内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓)
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等)
- ・補助金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの)

(様式第1号別紙1)

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

兵庫県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び佐用町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

- (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合 (ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く。)
- (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (4) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に申請先市町に住民票がある場合を除く。)
- (5) 申請先市町への転入日から1年以内で転出した場合 (ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

ただし、2 (5) について、佐用町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(様式第1号別紙2)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

佐用町は、本要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。

また、佐用町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

」に改める。

様式第3号中「

年 月 日

様

佐用町長

印

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 _____円

(備考)

- 1 佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合：全額
 - ・就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で佐用町以外の市区町村に転出した場合：全額 (※)
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合：半額 (※)

(※) 補助金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

- 2 佐用町は、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

」を「

年 月 日

様

佐用町長

印

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 _____ 円

(備考)

- 1 兵庫県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び佐用町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、佐用町地方就職学生支援事業補助金の全額を返還します。
 - (1) 佐用町地方就職学生支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (4) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町に住民票がある場合を除く。）
 - (5) 申請先市町への転入日から1年以内で転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

ただし、2(5)について、佐用町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

管理コード	
-------	--

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。